

## 徳島県公安委員会規則第10号

生活安全警察関係の行政処分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月29日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

生活安全警察関係の行政処分に関する規則の一部を改正する規則

生活安全警察関係の行政処分に関する規則（昭和48年徳島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年法律第60号）」の次に「、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）」を加える。

### 附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。